公益社団法人埼玉県農林公社見沼田んぼ内保有農地売払一般競争入札参加者心得

第１条　公益社団法人埼玉県農林公社見沼田んぼ内保有農地売払一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札公告、契約書（様式）のほか、この心得に示す条件を承知のうえ、売払物件を熟覧し、入札に参加するものとする。

第２条　現況と公簿面積と符号しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできない。

第３条　入札者は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）が定める期日及び場所までに入札参加申込書を提出しなければならない。

第４条　入札者は、公社が交付する入札書に所要事項を記載し、封書にて入札箱に投入しなければならない。

第５条　入札は、本人又は代理人が入札の場所に出席して行うものとし、郵便又は電信等による入札は認めない。

第６条　代理人が入札する場合、代理人は、入札前に委任状を入札執行者へ提出しなければならない。

第７条　入札者は、入札前に入札保証金として入札金額の１００分の５以上に相当する金額を納付しなければならない。

第８条　入札書の記載事項を訂正したときは、訂正印を押さなければならない。

第９条　入札者は、その提出した入札書の書き換え、引換え又は撤回をすることができない。

第 10 条　開札は、入札終了後直ちに、入札者の面前で行う。

第 11 条　開札の結果、入札価格が公社の予定価格に達するものがないときは、再度入札を直ちに行う。

２　再度入札の回数は、１回までとする。

３　再度入札に参加できる者は、前回の入札に参加した者に限る。

第 12 条　入札執行者は、再度入札によっても、なお落札者がいないときは、入札を打ち切り、改めて見積書を徴し随意契約とすることができる。

第 13 条　落札は、公社の予定価格以上の最高入札価格とする。

第 14 条　落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

第 15 条　入札執行者が、入札者の連合不穏の挙動その他の事情により正当な入札を行うことができないと認めたときは、その入札を中止する。

第 16 条　次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

（１）入札者の押印のない入札書によるもの

（２）記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書によるもの

（３）押印された印影が明らかでない入札書によるもの

（４）入札に参加する資格がない者がしたもの

（５）記載すべき事項に記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの

（６）入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がしたもの

（７）代理人で委任状を提出しない者がしたもの

（８）他人の代理を兼ねた者がしたもの

（９）２通以上の入札書を提出した者がしたもの又は２以上の者の代理をした者がしたもの

第 17 条　入札の有効無効は、入札執行者が決定する。

第 18 条　落札者は、契約の締結と同時に契約保証金として契約金額の１００分の１０以上に相当する金額を納付する。

　ただし、落札者からの申し出により、落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができるものとする。

第 19 条　落札者が、入札結果の落札決定日から１０日以内に売買契約を締結しないときは、落札は効力を失うものとする。

付則

この心得は、令和元年８月６日から施行する。